

栃木市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例施行規則

令和 7 年 3 月 2 6 日

規則第 6 号

栃木市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例施行規則（平成 2 7 年栃木市規則第 1 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）及び栃木市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例（平成 2 7 年栃木市条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（立入調査等）

第 2 条 法第 9 条第 2 項の規定により報告を求めるときは、空家等に係る事項に関する報告徴収書（別記様式第 1 号）により行うものとする。

2 法第 9 条第 2 項の規定による報告は、空家等に係る事項に関する報告書（別記様式第 2 号）により行うものとする。

3 法第 9 条第 3 項の規定による通知は、立入調査事前通知書（別記様式第 3 号）により行うものとする。

4 法第 9 条第 4 項に規定する証明書は、立入調査員証（別記様式第 4 号）とする。

（管理不全空家等の所有者等に対する指導）

第 3 条 法第 1 3 条第 1 項の規定による指導は、管理不全空家等指導書（別記様式第 5 号）により行うものとする。

（管理不全空家等の所有者等に対する勧告）

第 4 条 法第 1 3 条第 2 項の規定による勧告は、管理不全空家等勧告書（別記様式第 6 号）により行うものとする。

（特定空家等の所有者等に対する助言又は指導）

第 5 条 法第 2 2 条第 1 項の規定による助言又は指導は、特定空家等助言・指導書（別記様式第 7 号）により行うものとする。

（特定空家等の所有者等に対する勧告）

第 6 条 法第 2 2 条第 2 項の規定による勧告は、特定空家等勧告書（別記様式第 8 号）により行うものとする。

（命令）

第 7 条 法第 2 2 条第 3 項の規定による命令は、命令書（別記様式第 9 号）により行うものとする。

2 法第 2 2 条第 4 項の規定による通知は、命令に係る事前の通知書（別記様式第 1 0 号）により行うものとする。

- 3 法第22条第4項に規定する意見書は、命令に係る事前の通知に対する意見書（別記様式第11号）とする。
- 4 法第22条第5項の規定による意見の聴取の請求は、命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書（別記様式第12号）により行うものとする。
- 5 法第22条第7項の規定による通知は、命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書（別記様式第13号）により行うものとする。
- 6 法第22条第7項の規定による公告は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 栃木市公告式条例（平成22年栃木市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法
- (2) インターネットを利用する方法
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法
（代執行）

第8条 行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（別記様式第14号）により行うものとする。

- 2 行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書（別記様式第15号）により行うものとする。
- 3 行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証（別記様式第16号）とする。
- 4 行政代執行法第5条の規定による納付の命令は、代執行費用納付命令書（別記様式第17号）により行うものとする。
- 5 法第22条第10項の規定による費用の徴収は、代執行費用納付通知書（別記様式第18号）により行うものとする。
- 6 法第22条第10項の規定による公告は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 栃木市公告式条例（平成22年栃木市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法
- (2) インターネットを利用する方法
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法
（標識）

第9条 法第22条第13項の標識は、標識（別記様式第19号）とする。
（緊急安全措置）

第10条 条例第9条第2項の規定による費用の徴収は、緊急安全措置費用納付通知書（別記様式第20号）により行うものとする。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

空家等に係る事項に関する報告徴収書

年 月 日

様

栃木市長



あなた（相続人である場合を含む。）が所有し、又は管理する次の空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法第 9 条第 2 項の規定により当該空家等に関する事項について次のとおり報告を求めます。

1 対象となる空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名

2 報告を求める内容

3 報告の提出先

4 報告の期限 年 月 日

- （注） 1 期限までに報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 30 条第 2 項の規定により、20 万円以下の過料に処されることとなります。
- 2 当該空家等が特定空家等に該当すると認められたとき又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められているときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 1 項から第 3 項までの規定により、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言若しくは指導、勧告又は命令を行うことがあります。
- 3 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に栃木市長に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 4 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に栃木市（市長が代表者となります。）を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

別記様式第2号（第2条関係）

空家等に係る事項に関する報告書

年 月 日

(宛先) 栃木市長

空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項により、年
月日付けで報告を求められた空家等に係る事項について、次のとおり報告します。

(報告者)	
住所又は所在地	
氏名又は名称及び代表者氏名	
電話番号	
	(自署しない場合は、記名押印してください。 法人の場合は、記名押印してください。)
対象となる空家等	所在地 用途 所有者等の住所及び氏名
報告事項	
添付書類	

(注) 虚偽の報告をした者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第30条第2項の規定により、20万円以下の過料に処されることとなります。

別記様式第3号（第2条関係）

立入調査事前通知書

年 月 日

様

栃木市長



あなた（相続人である場合を含む。）が所有し、又は管理する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定により、次のとおり立入調査を実施しますので、同条第3項の規定により通知します。

1 対象となる空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 空家等の状態（立入調査の事由）

3 立入調査日時

年 月 日

（注） 空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、同法第30条第2項の規定により、20万円以下の過料に処せられることとなります。

別記様式第4号（第2条関係）

（表）

立入調査員証	
所属	(写 真)
職名	
氏名	
生年月日 年 月 日	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定による立入調査の権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日発行（ 年 月 日まで有効）	
栃木市長 印	

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）
第9条 略
2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

別記様式第5号（第3条関係）

管理不全空家等指導書

年 月 日

様

栃木市長



あなた（相続人である場合を含む。）が所有し、又は管理する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項に規定する管理不全空家等に該当すると認められたため、同項の規定により、次のとおり指導します。

1 対象となる管理不全空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 指導の内容

3 指導の事由

4 指導の責任者

（注）1 管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれ大きいと認められるときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第2項の規定により、勧告を行うことがあります。

2 管理不全空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

別記様式第6号（第4条関係）

管理不全空家等勧告書

年 月 日

様

栃木市長



あなた（相続人である場合を含む。）が所有し、又は管理する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項に規定する管理不全空家等に該当すると認められたため、あなたに対して 年 月 日付けで対策を講じるよう指導してきたところでありますが、現在に至っても改善がなされていません。

については、当該管理不全空家等が空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等に該当することとなることを防止するため速やかに必要な措置をとるよう同法第13条第2項の規定により、次のとおり勧告します。

- 1 対象となる管理不全空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者

- （注） 1 勧告に係る措置を実施したときは、遅滞なく連絡してください。
- 2 管理不全空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- 3 勧告に係る措置が実施されず、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等となったときは、必要に応じて、同法第22条の規定により必要な措置をとることになります。

別記様式第7号（第5条関係）

特定空家等助言・指導書

年 月 日

様

栃木市長



あなた（相続人である場合を含む。）が所有し、又は管理する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、同法第22条第1項の規定により、次のとおり助言・指導します。

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 助言・指導の内容
- 3 助言・指導の事由
- 4 助言・指導の責任者

（注）1 助言・指導をしたにもかかわらず、特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第2項の規定により、勧告を行うことがあります。

- 2 特定空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

特定空家等勧告書

年 月 日

様

栃木市長



あなた（相続人である場合を含む。）が所有し、又は管理する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、あなたに対して 年 月 日付けで対策を講じるよう助言・指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 2 条第 2 項の規定により、次のとおり勧告します。

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

- （注） 1 期限までに措置を実施したときは、遅滞なく連絡してください。
- 2 期限までに正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 2 条第 3 項の規定により、当該措置を命ずることがあります。
- 3 特定空家等に係る敷地が、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 4 9 条の 3 の 2 又は同法第 7 0 2 条の 3 の規定により住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- 4 災害その他非常の場合においては、空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 2 条第 1 1 項の規定により、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

別記様式第 10 号（第 7 条関係）

命令に係る事前の通知書

年 月 日

様

栃木市長



あなた（相続人である場合を含む。）が所有し、又は管理する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、 年 月 日付けで必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

ついては、空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 3 項の規定による命令をするに当たり、同条第 4 項の規定により、次のとおり通知します。

なお、あなたは、この通知に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、この通知を受けた日から 5 日以内に、意見書の提出に代えて、公開による意見の聴取を行うことを請求することができます。

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
- 5 意見書の提出期限 年 月 日

（注） 1 命じようとする措置を実施したときは、遅滞なく連絡してください。

- 2 災害その他非常の場合においては、空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 11 項の規定により、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

別記様式第 11 号 (第 7 条関係)

命令に係る事前の通知に対する意見書

年 月 日

(宛先) 栃木市長

年 月 日付け命令に係る事前の通知書に対して、次のとおり意見書及び自己に有利な証拠を提出します。

(提出者) 住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 電話番号	(自署しない場合は、記名押印してください。) 法人の場合は、記名押印してください。)
対象となる特定空家等	所在地 用途 所有者等の住所及び氏名
命令に係る事前の通知書に対する意見	
自己に有利な証拠の提出の有無	有 ・ 無

- (注) 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 自己に有利な証拠を提出する場合は、添付してください。
- 3 代理人が提出する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

別記様式第 1 2 号（第 7 条関係）

命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書

年 月 日

（宛先）栃木市長

年 月 日付け命令に係る事前の通知書に対して、次のとおり意見の聴取を行うことを請求します。

（請求者） 住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 電話番号	（自署しない場合は、記名押印してください。） （法人の場合は、記名押印してください。）
対象となる特定空家等	所在地 用途 所有者等の住所及び氏名
意見の聴取に出席する者の住所、氏名及び連絡先	

（注） 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。

2 代理人が意見の聴取に出席する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

別記様式第 13 号（第 7 条関係）

命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書

年 月 日

様

栃木市長



年 月 日付けで請求があった意見聴取について、次のとおり決定しましたので、通知します。

また、意見聴取の当日は、証人を出席させ、又は自己に有利な証拠を提出することができます。

1 期日

2 場所

3 対象となる特定空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

4 命じようとする措置の内容

戒告書

年 月 日

様

栃木市長



あなたに対し 年 月 日付けであなた（相続人である場合を含む。）の所有し、又は管理する特定空家等について次の措置を行うよう命じましたが、いまだに措置が講じられていないため、この命令を

年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定により、次の措置を執行しますので、行政代執行法第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

また、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定によりあなたから徴収します。

なお、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

1 対象となる特定空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 規模 建築面積
延床面積
- (5) 所有者の住所及び氏名

2 措置の内容

- (注) 1 災害その他非常の場合においては、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第11項の規定により、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。
- 2 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に栃木市長に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 3 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に栃木市（市長が代表者となります。）を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

代執行令書

年 月 日

様

栃木市長



年 月 日付けであなた（相続人である場合を含む。）が所有し、又は管理する特定空家等について次の措置を 年 月 日までに行うよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでした。

ついては、空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 9 項の規定により、次のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第 3 条第 2 項の規定により通知します。

また、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第 5 条の規定によりあなたから徴収します。

なお、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

1 年 月 日付けで戒告した措置の内容

2 対象となる特定空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 規模 建築面積
延床面積
- (5) 所有者の住所及び氏名

3 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

4 執行責任者

5 代執行に要する費用の概算見積額

- (注) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に栃木市長に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に栃木市（市長が代表者となります。）を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

別記様式第 16 号（第 8 条関係）

（表）

執行責任者証	
職名	
氏名	
上記の者は、次の代執行の執行責任者であることを証する。	
年 月 日	
栃木市長	印
1 代執行をなすべき事項	
2 代執行をなすべき時期	
年 月 日から	年 月 日までの間

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）
第 22 条 略
2 ～ 8 略
9 市町村長は、第 3 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
10 ～ 17 略
行政代執行法（抜粋）
第 4 条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

別記様式第 17 号（第 8 条関係）

代執行費用納付命令書

年 月 日

様

栃木市長



年 月 日に行った代執行に係る費用について、行政代執行法第 5 条の規定により、次のとおり納付することを命じます。

空家等の所在地	
代執行令	
代執行を行った期日	
費用	
納付期限	
納付方法	

（注） 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に栃木市長に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に栃木市（市長が代表者となります。）を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

別記様式第 18 号（第 8 条関係）

代執行費用納付通知書

年 月 日

様

栃木市長



空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 10 項の規定により、
年 月 日に行った措置に係る費用を徴収するため、次のとおり通知します。

所在地等	
実施期日	
措置の内容及び理由	
費用	
納付期限	
納付方法	

- （注） 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に栃木市長に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に栃木市（市長が代表者となります。）を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

別記様式第 19 号（第 9 条関係）

標識

次の特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第
22 条第 3 項の規定により措置をとることを、 年 月 日付
けで命ぜられています。

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

2 命令に係る措置の内容

3 命ずるに至った理由

4 命令の責任者

5 措置の期限

年 月 日

別記様式第20号（第10条関係）

緊急安全措置費用納付通知書

年 月 日

様

栃木市長



栃木市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例第9条第2項の規定により、 年 月 日に行った緊急安全措置に係る費用を徴収するため、次のとおり通知します。

所在地等	
実施期日	
措置の内容及び理由	
費用	
納付期限	
納付方法	

- （注） 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に栃木市長に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に栃木市（市長が代表者となります。）を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。